

小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転業務に係る特別教育のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号(登録有効期間 令和11年3月30日)
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 (宮崎県建設会館4階)
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504
<http://www.kensaibou-miyazaki.jp>

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

労働安全衛生法第59条3項の規定に基づき、機体重量3トン未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転の業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全衛生のための特別教育を実施しなければならないとされています。当協会支部は事業主に代わって特別教育を開催いたします。

《対象機種》下記の機械で3トン未満のもの

ブル・ドーザー	モーター・グレーダー	トラクター・ショベル	ずり積機
スクレーパー	スクレープ・ドーザー	パワー・ショベル	ドラグ・ショベル
ドラグ・ライン	クラムシェル	バケット掘削機	トレンチャー

1 受講対象者

満18才以上の方

なお、今後、3トン以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を受講される方は、普通自動車免許等を有し、かつ、この特別教育を修了後3ヶ月以上の経験(事業主証明が必要)があれば、一部免除になります。

2 開催日及び場所

開催日	CPDS登録番号	講習会場
令和7年5月30日(金)～31日(土)	950163	宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和7年6月27日(金)～28日(土)	950164	延岡建設会館 (延岡市愛宕町2丁目32番地)
令和7年7月4日(金)～5日(土)	950166	宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和7年9月5日(金)～6日(土)	950167	宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和8年1月16日(金)～17日(土)	950168	宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙2559-1)

* 午前8時30分受付、午前9時開講です。 * 各会場駐車場有

3 講習科目・講習時間

第1日目（午前9時開講～午後5時閉講）

●学科教育

講習科目	講習時間
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3時間
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識	2時間
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
関係法令	1時間

第2日目（午前9時開講～午後4時閉講）

●実技教育

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の走行操作	4時間
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の作業のための装置の操作	2時間

4 受講料及びテキスト代（税込）

会 員 13,750円（受講料12,540円、テキスト代1,210円）

非 会 員 15,950円（受講料14,740円、テキスト代1,210円）

5 修了証の交付

全科目修了者には「小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育修了証」を即日交付します。

6 受講手続

- (1) 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、写真1枚を貼付し、お申し込み下さい。
受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（宮崎銀行 県庁支店 普通預金 1277095）に振り込んで下さい。
- (2) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。
- (3) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (4) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (5) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。

宮崎労働局 職業対策課 助成金センターのご案内

建設事業主が雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた場合、「人材開発支援助成金」がご利用になれます。

〔お問合せ・支給申請先〕 宮崎労働局 助成金センター TEL0985-62-3125
〒880-2105 宮崎市大塚台西 1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内